平成25年10月28日に行われた第6回臨時 会ではこのようなことが決まりました

補正予算

- ●平成25年度八峰町一般会計補正予算(第7
- 4,327万2,000円を追加補正
- 主な歳出…橋梁維持費のほか農地農業用施 設、林業施設及び公共土木施設災害復旧費
- ●平成25年度八峰町営簡易水道事業特別会計 補下予算(第3号)
- 2,713万3,000円を追加補正

歳出の内訳…八森地区及び峰浜地区の簡易 水道施設改良費の追加

請願・陳情の方法について(お知らせ)

住民が国や地方公共団体(都道府県や市町村)に関し、議会に対して直接意思を文書により申し出 ることが、請願・陳情という制度です。

どなたでも町や国・県に対して要望や意見を請願書・陳情書として書類で町議会に提出することが 出来ます。

提出された請願書や陳情書は、最初、議会運営委員会で審議され、最終的に本会議において採択、 不採択、趣旨採択の決定をし、採択されたものは町長に要望し、国や県などの関係機関には意見書や 要望書を提出します。

意見書や要望書には法的拘束力はありませんが、住民代表である議会の総意として尊重されます。 町議会議員の紹介のあるものは「請願」、ないものを「陳情」として取扱います。

<注意事項>

- ●請願書・陳情書は提出者に内容の説明を求めるため、原則郵送では受け付けして おりません。必ず議会事務局に連絡の上、ご持参ください。
- 請願書の提出には町議会議員の紹介が必要です。
- ●提出部数は1部です。
- ●次に該当する陳情書は審議されない場合があります。
- 郵送または代理人が持参した陳情書
- ただし陳情者が心身等の障害のため持参できない等やむをえない理由がある場合を除きます。
- 個人・団体をひぼう中傷している陳情書
- 基本的人権を侵害するなど、違法性があり、又は明らかに公序良俗に反する行為を求める陳情書
- 私人間の紛争に関する陳情書
- すでに願意が達成されている陳情書
- その他、議会の審議に馴染まないと議長が判断する陳情書
- 用紙の大きさや紙質、横書き、縦書きは問いません。
- 陳情書は随時受付していますが、直近の定例会(定例会は3月、6月、9月、12月に開 で審査を希望する場合は、定例会の開会10日前までに議会事務局へ提出してください。
- 書・陳情書の審議結果は、提出者に後日通知します。
- ●不明な点については、議会事務局(1276-4607)までお問い合わせください。

平成23年に各小中学校 教訓に当教育委員会も 回答東日本大震災を

園など避難訓練も含 め、安全対策を講ずる

対して、学校や子ども

竜巻など自然災害に

徒の安全意識はかなり

向上している。

いて、

注意深く情報収

注意報などの情報につ

自然災害に対する警報

を行っており、

児童生

ど施設の安全対策学校や子ども園な

安全対策だが、 後も安全教育は継続 いうことはないため今 なお、竜巻に対する ただ、これで十 児童生

努めている 普段から身の回りの避 集に努めるとともに、 確認の意識を持つよう 職員一人 避難経路につ

るよう努めていく。 実施の年2回開催され 秋田県教育庁

ほか具体的な安全指導 防災訓練や避難訓練の している る情報を載せたリーフ 災害から自分の命を守 生徒や保育所等に配布 各学校では、 ットを作成 県教育委員会も昨年 津波などの自然 毎年、 (2)ガラスが破損した際

④納付能力のない滞納

対策

誘導を行うことな

の被害を抑える対策

までもないが

納処分を行う。

関係法令に基づき滞

マニュアルや安全計画

財産調査を行

滞納者につい

催告等に応じ

な

「津波対応マニ

者の

場合は、

財産や

上関係法令に基づき

生活状況等を調査の

いきたいと考えてい らの具体的な工法と費 に大別されるが また、子ども園では、 維持管理のしやす それ

ようにしていく。

の指導を仰ぎながら、 向上を図り、 難訓練を今後も引き続 より安全な対策を講じ いる地震、 機関など関係機関から 避難への意識 津波等の避 また消防

ど保育士の対応は言う をもって覚えていける 身が避難することを身 幼児自

自然災害時に備え、安全対策を

徒が危険か (1)ガラスの る行動が取 加え ら自分を守 るような

場合

な建物に移すことは不 出し近傍の堅固

園児を外 つ災

てへの 知識の向 上を図